

(介護予防) 居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業所

事業所名称	高梁市国民健康保険成羽病院
介護保険指定事業所番号	3 3 1 8 9 0 2 3 4 7
所在地	岡山県高梁市成羽町下原 3 0 1 番地
電話番号	0 8 6 6 - 4 2 - 3 1 1 1
営業日	月曜日～金曜日 ※ただし、祝祭日及び年末年始は休業
営業時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
管理者氏名	高梁市国民健康保険成羽病院長 眞壁 幹夫
通常の事業の実施地域	高梁市成羽町 (吹屋、中野、坂本、布寄、羽根、長地、相坂、小泉を除く)

2. 事業の目的及び運営方法

事業の目的	要介護状態等の利用者が住み慣れた地域や家庭において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者の居宅を訪問し、心身の状況や置かれている環境等を踏まえ、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員体制と提供するサービス内容

職種	職員数	勤務体制	サービス内容
医師	9 名	常勤	居宅を訪問し、医学的管理を継続的に行います。また、利用者や家族等に居宅での療養上の留意点や介護方法等について、指導や助言を行います。また、居宅介護支援事業者等に必要な情報を提供します。 (同意を得て行います。)
薬剤師	3 名	常勤	医師の指示に基づき、居宅を訪問し、服薬管理や指導を行います。
管理栄養士	2 名	常勤	医師の指示に基づき、居宅を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行います。

4. 提供するサービス利用料、利用者負担額について

(1) 医師が行う場合の基本料金 ※訪問診療又は往診を行った日に算定します。

サービス内容	該当	利用者の状況	利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
居宅療養管理指導費（Ⅰ）		単一建物居住者1人の場合	5,150円	515円	1,030円	1,545円
		単一建物居住者2人以上9人以下の場合	4,870円	487円	974円	1,461円
		単一建物居住者10人以上の場合	4,460円	446円	892円	1,338円
居宅療養管理指導費（Ⅱ）※①		単一建物居住者1人の場合	2,990円	299円	598円	897円
		単一建物居住者2人以上9人以下の場合	2,870円	287円	574円	861円
		単一建物居住者10人以上の場合	2,600円	260円	520円	780円

※①診療報酬の「在宅時医学総合管理料」又は「施設入居時医学総合管理料」を算定する場合に、介護報酬として算定します。

(2) 薬剤師・管理栄養士が行う場合の基本料金

サービス内容	該当	利用者の状況	利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
居宅療養管理指導（薬剤師）※②		単一建物居住者1人の場合	5,660円	566円	1,132円	1,698円
		単一建物居住者2人以上9人以下の場合	4,170円	417円	834円	1,251円
		単一建物居住者10人以上の場合	3,800円	380円	760円	1,140円
居宅療養管理指導（管理栄養士）		単一建物居住者2人の場合	5,450円	545円	1,090円	1,635円
		単一建物居住者2人以上10人以下の場合	4,870円	487円	974円	1,461円
		単一建物居住者11人以上の場合	4,440円	444円	888円	1,332円

※②疼痛緩和のために特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合、1回につき100単位を加算します。

(3) 医師・薬剤師・管理栄養士が行う場合の加算料金

該当	名称	加算単位	利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
	中山間地域等における小規模事業所加算※③	基本単位数の 10/100	左記 ×10円	利用料の 1割	利用料の 2割	利用料の 3割
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※④	基本単位数の 5/100	左記 ×10円	利用料の 1割	利用料の 2割	利用料の 3割

※③厚生労働大臣が定める地域に所在し、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所が管理・指導を行った場合に算定します。

※④厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に算定します。

5. その他の費用について

			該当
交通費	① 高梁市成羽町内（吹屋、中野、坂本、布寄、羽根、長地、相坂、小泉を除く）	無料	
	② ①以外		
	往復10Km未満	250円	
	往復10Km以上15Km未満	300円	
	往復15Km以上20Km未満	350円	
	往復20Km以上25Km未満	400円	
	往復25Km以上30Km未満	450円	
	往復30Km以上	500円	
キャンセル料	不要		
解約料	不要		

6. 費用の請求及び支払い方法について

請求方法	①利用料利用者負担額（介護保険を適応する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ②上記に係る請求書は、利用月の翌月中旬ごろまでに利用者あてにお届けします。
支払方法	①毎月28日（休日の場合は翌営業日）までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）現金支払い （イ）指定口座への振り込み（手数料は利用者が負担）

7. 守秘義務等について

- (1) 事業者及びサービス事業所の従業者は、個人情報保護法を踏まえて正当な理由がない限り、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

8. 緊急時・事故・災害発生時の対応について

サービスの提供中に利用者の病状の悪化、もしくは事故・災害が発生した場合は、すみやかに家族又は主治医、関係機関等に連絡いたします。（別紙「連絡先」参照）

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	事務長 黄江 浩
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等について

- (1) 事業所は、該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。
- (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 1．苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所の窓口	名 称	高梁市国民健康保険成羽病院
	担 当 者	事務長 黄江 浩
	所 在 地	高梁市成羽町下原 3 0 1 番地
	電話番号	0 8 6 6 － 4 2 － 3 1 1 1
	受付時間	平日 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
市町村の窓口	名 称	高梁市役所
	担 当 者	健康福祉部 介護医療連携課
	所 在 地	高梁市松原通 2 0 4 3 番地
	電話番号	0 8 6 6 － 2 1 － 0 2 9 9
	受付時間	平日 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
公的団体の窓口	名 称	岡山県国民健康保険団体連合会
	担 当 者	介護保険課 介護サービス苦情処理
	所 在 地	岡山市北区桑田町 1 7 番 5 号
	電話番号	0 8 6 － 2 2 3 － 8 8 1 1
	受付時間	平日 8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分